連絡運輸等関連規則　目次

1．総則
第１条　　変更
第２条　　社局の名称

2．普通券関係
2．１普通旅客の連絡運輸
第３条　　連絡運輸機関等

2．２　連絡回数券
第４条　　発売券種および発売範囲
第５条　　発売額
第６条　　様式
第７条　　通用期間
第８条　　使用方法
第９条　　途中下車、乗越し、方向変更
第10条　　再発行
第11条　　払戻し

2．３　削除
第12条　　削除
第13条　　削除
第14条　　削除
第15条　　削除

3．定期券関係
3．１　定期旅客の連絡運輸(鉄道)
第16条　　連絡定期券の発売範囲
第17条　　連絡定期運賃
第18条　　当社発売箇所
第19条　　連絡定期券の特殊取扱い
第20条　　様式

3．２　定期旅客の連絡運輸(バス)
第21条　　削除
第22条　　削除
第23条　　削除
第24条　　削除
第25条　　削除
第26条　　神戸電鉄におけるバスとの連絡定期券

第27条　　削除
第28条　　削除
第29条　　削除

3．3　阪神電鉄との大阪梅田・神戸三宮間通勤定期券の相互利用
第30条　　目的
第31条　　適用範囲
第32条　　対象となる通勤定期券
第33条　　乗降可能駅
第34条　　再発行および払戻しの取扱い
第35条　　振替輸送の取扱い

3．4　神戸高速線内定期券の相互利用
第36条　　目的
第37条　　対象の定期券
第38条　　乗降可能駅
第39条　　当社線に乗り越された場合の取扱い

4．割引関係
4．1　当社線で取り扱う乗継割引運賃制度
第40条　　概要
第41条　　乗継割引運賃制度の取扱い
第42条　　乗継割引連絡普通券の様式
第43条　　精算普通券

4．2当社線で取り扱う連絡割引運賃制度
第44条　　概要
第45条　　連絡割引普通運賃
第46条　　連絡割引定期運賃
第47条　　連絡割引定期運賃の取扱い

連絡運輸等関連規則

2025.4.1　現在

連絡運輸等に関連する取扱いは旅客営業規則(以下、「営業規則」という）に定めるほか、次のとおりとする。ただし、連絡運輸等における、連絡社局線の運送等の取扱いについては、連絡社局の定めるところによる。

1．総則

【変更】

第１条　当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

２　前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【社局の名称】

第２条　この規則にかかわる主な社局の名称については、次の各号のとおりとする。

(1)　西日本旅客鉄道株式会社(以下、「ＪＲ」という)
(2)　阪神電気鉄道株式会社(以下、「阪神電鉄」という)
(3)　京阪電気鉄道株式会社(以下、「京阪電鉄」という)
(4)　大阪市高速電気軌道株式会社(以下、「大阪地下鉄」という)
(5)　南海電気鉄道株式会社(以下、「南海電鉄」という)
(6)　近畿日本鉄道株式会社(以下、「近鉄」という)
(7)　能勢電鉄株式会社(以下、「能勢電鉄」という)
(8)　神戸電鉄株式会社(以下、「神戸電鉄」という)
(9)　山陽電気鉄道株式会社(以下、「山陽電鉄」という)
(10)　神戸高速鉄道株式会社(以下、「神戸高速」という)
(11)　大阪モノレール株式会社(以下、「大阪モノレール」という)
(12)　神戸市交通局(地下鉄)(以下、「神戸地下鉄」という)
(13)　京都市交通局(地下鉄)(以下、「京都地下鉄」という)
(14)　神戸新交通株式会社(以下、「神戸新交通」という)

２．普通券関係

２．１　普通旅客の連絡運輸

【連絡運輸機関等】

第３条　連絡運輸機関・連絡区域・接続駅(または経由線)・発売駅・通用期間・他線内途中下車指定駅・乗車券の種類については、以下のとおりとし、乗車券の様式については当社が定めたものおよび当社が認めたものとする。

(連絡普通券の取扱内容)

JR

連絡区域	当社線	大阪梅田、塚口、西宮北口、夙川、芦屋川、御影、六甲、王子公園、神戸三宮、今津、仁川、宝塚南口、十三、三国、岡町、豊中、石橋阪大前、池田、箕面、宝塚
	他線	大阪環状線、大津・姫路間、兵庫・和田岬間、篠山口・宝塚間、尼崎・長尾間、JR 難波・王寺間、天王寺・鳳間、西九条・桜島間、新大阪・久宝寺間、保津峡・桃山間各駅
接続駅または経由線		大阪梅田(大阪) 神戸三宮(三ノ宮) 宝塚(宝塚)
発売駅	当社線	発売しない
	他線	連絡区域の各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児 (常備券・準常備券　硬券)
備考		次の割引乗車券のみ取り扱う 身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引、被救護者割引

阪神電鉄(大阪梅田経由)

連絡区域	当社線	中津、十三
	他線	本線 福島～淀川間各駅
接続駅または経由線		大阪梅田(大阪梅田)
発売駅	当社線	連絡区域の各駅
	他線	連絡区域の各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児 ○改札機用常備券
備考		

阪神電鉄(今津経由)

連絡区域	当社線	甲東園、門戸厄神、西宮北口、阪神国道
	他線	本線 武庫川～久寿川間各駅　阪神西宮～打出間各駅
接続駅または経由線		今津(今津)
発売駅	当社線	連絡区域の各駅
	他線	連絡区域の各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児　　○改札機用常備券
備考		

能勢電鉄

連絡区域	当社線	全線
	他線	全線
接続駅または経由線		川西能勢口(川西能勢口)
発売駅	当社線	全線各駅
	他線	全線各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児　　○改札機用常備券
備考		

神戸高速

連絡区域	当社線	全線
	他線	西元町および阪神元町を除く全線各駅
接続駅または経由線		神戸三宮(阪急神戸三宮)
発売駅	当社線	全線各駅
	他線	西元町および阪神元町を除く全線各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児　　〇改札機用常備券
備考		

山陽電鉄(神戸高速線経由)

連絡区域	当社線	全線
	他線	全線
接続駅または経由線		神戸高速線経由(阪急神戸三宮・西代間)
発売駅	当社線	全線各駅
	他線	全線各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児　　〇改札機用常備券
備考		

神戸電鉄（神戸高速線経由)

連絡区域	当社線	全線
	他線	全線
接続駅または経由線		神戸高速線経由(阪急神戸三宮・湊川間)
発売駅	当社線	全線各駅
	他線	全線各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児　　〇改札機用常備券
備考		

大阪地下鉄

連絡区域	当社線	京都線の各駅(大阪梅田ー南方間を除く)
	他線	全線各駅 淀屋橋～江坂間、東梅田、肥後橋、西梅田、野田阪神、玉川を除く。
接続駅または経由線		天神橋筋六丁目(天神橋筋六丁目)
発売駅	当社線	連絡区域の各駅
	他線	連絡区域の各駅
通用期間		片道１日
他線内途中下車指定駅		なし
乗車券の種類		片道…大人・小児　　○改札機用常備券
備考		次の割引乗車券は取り扱わない 身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引、被救護者割引

【連絡普通運賃】

第３条の２　連絡普通運賃は各運輸機関の普通運賃を併算した額とする。各運輸機関の運賃は、別に定める「他線運賃表」による。割引乗車券のときは、各運輸機関ごとに計算して端数計算したものを併算した額とする。

２　前項の規定にかかわらず、乗継割引運賃の適用は第 41 条、連絡割引運賃の適用は第 45 条の規定による。

２．２　連絡回数券

【発売券種および発売範囲】

第４条　発売券種および発売範囲については、次のとおりとする。ただし発売は、次の各号いずれかの規定に該当する場合に限る。

⑴　身体障害者運賃割引関連規則

⑵　知的障害者運賃割引関連規則

⑶　精神障害者運賃割引関連規則

発売枚数	発売券種	連絡社線
11 枚	特割(大、小)	能勢電鉄線 神戸高速線 山陽電鉄線(神戸高速線経由) 神戸電鉄線(神戸高速線経由)

(注 1)　当社各駅で発売する回数券は、

当社線　　：発売駅から接続駅までの区数固定

能勢電鉄線：全区数

神戸高速線：全区数

山陽電鉄線：全区数

神戸電鉄線：全区数

(注 2)　次の駅での発売は行わない。

川西能勢口駅　　：能勢電鉄連絡回数券

天神橋筋六丁目駅：神戸高速、山陽電鉄、神戸電鉄、能勢電鉄連絡回数券

(注 3)　神戸三宮駅における発売券種ならびに発売範囲

発売枚数	発売券種	連絡社線
11 枚	特割(大、小)	能勢電鉄線 神戸高速線(単独) 山陽電鉄線(神戸高速線経由) 神戸電鉄線(神戸高速線経由)

【発売額】

第５条　連絡回数券の発売額は、所定普通運賃の合算額の 10 倍とする。

(注)　発売額算出における所定普通運賃に、乗継割引運賃・連絡割引普通運賃〔神戸市内割引〕は適用しない。ただし、当該区間が「高速特定運賃(湊川特区)」のときは、連絡割引普通運賃を適用する。

【様式】

第６条　連絡回数券の様式については、当社が定める。

【通用期間】

第７条　通用期間については、営業規則第 62 条の規定を準用する。

【使用方法】

第８条　使用方法については、接続駅からの通用区数内の駅から発駅フリーとする。

(注 1)　通用区数外の駅からは乗車不可。他の乗車券による別途乗車として取り扱う。

(注 2)　原券が連絡割引普通運賃〔高速特定運賃〕適用の場合、神崎川・十三・中津・大阪梅田以外の同区数駅(三国・南方等)においても乗車不可。
(当社発行神戸高速 1 区連絡回数券を除く)

(注 3)　改札機により、乗車日・乗車駅を印字し、エンコードする。
(当社回数券と同様)

【途中下車、乗越し、方向変更】

第９条　途中下車、乗越し、方向変更については、次の各号のとおりとする。

(1)　途中下車
前途無効とする。

(2)　乗越し
接続駅からの差額運賃精算とする。
(原券が連絡割引普通運賃〔高速特定運賃〕適用の場合は、乗車駅からの差額精算)

(3)　方向変更
乗車駅からの当社線の通用区数内の駅であれば方向変更を認める。

【再発行】

第１０条　当該連絡回数券の接続駅からの該当区数の駅で再発行する。

（注）　神戸高速・山陽電鉄・神戸電鉄・能勢電鉄発売の連絡回数券であっても当社で再発行する。

【払戻し】

第１１条　発売額から、乗車区間の普通運賃分(乗継割引運賃・連絡割引普通運賃〔神戸市内割引〕適用の場合もあり)に使用枚数を乗じた金額と、手数料を差し引いた金額を払戻しする。

（注 1）　神戸高速・山陽電鉄・神戸電鉄・能勢電鉄発売の連絡回数券であっても当社で払戻しする。なお、神戸三宮駅発行の神戸高速線内単独、山陽電鉄、神戸電鉄連絡回数券については、神戸三宮駅でのみ払戻しを行う。(阪神電鉄方向への回数券は対象外)

（注２）　阪急１区―能勢２区の場合は、乗継割引運賃と所定運賃の区間がある。

２．３　削除

第１２条　削除

第１３条　削除

第１４条　削除

第１５条　削除

3．定期券関係

3．1　定期旅客の連絡運輸(鉄道)

【連絡定期券の発売範囲】

第16条　当社で発売する連絡定期券の発売範囲は、以下のとおりとする。なお、当社で発売する連絡定期券の他社局線区間は、原則最短経路で発売する。

(連絡定期券の発売範囲)

(1)　2線連絡

JR

接続駅		発売範囲
当社	大阪梅田	全線各駅
JR	大阪	東海道本線/山陽本線(姫路ー元町/灘ー塚本) 和田岬線(和田岬ー兵庫) 東海道本線(新大阪ー大津) 山陰本線(保津峡ー京都) 奈良線(京都ー桃山) 福知山線(篠山口ー生瀬) 大阪環状線(天満ー天王寺ー福島) 桜島線(桜島ー西九条) おおさか東線(新大阪ー鴫野ー久宝寺) 東西線(尼崎ー御幣島/大阪城北詰ー京橋) 片町線(京橋ー長尾) 阪和線(鳳ー天王寺) 関西本線(JR難波ー王寺)
当社	神戸三宮	全線各駅
JR	三ノ宮	東海道本線/山陽本線(姫路ー元町/灘ー塚本) 和田岬線(和田岬ー兵庫) 東西線(尼崎ー大阪城北詰)
当社	宝塚	全線各駅
JR	宝塚	福知山線(篠山口ー生瀬)
当社	淡路	全線各駅
JR	JR淡路	おおさか東線(新大阪ー南吹田/城北公園通ー久宝寺) 関西本線(久宝寺ー王寺) 片町線(京橋ー同志社前)

大阪地下鉄

接続駅		発売範囲
当社	大阪梅田	全線各駅
大阪地下鉄	梅田・東梅田・西梅田	全線各駅
当社	天神橋筋六丁目	京都本線、千里線、嵐山線の各駅 (大阪梅田ー南方間を除く)
大阪地下鉄	天神橋筋六丁目	全線各駅(※)

(※)淀屋橋以北、東梅田、肥後橋、西梅田、野田阪神、玉川の各駅を除く

神戸地下鉄

接続駅		発売範囲
当社	神戸三宮	全線各駅
神戸地下鉄	三宮	全線各駅 (谷上および中央市場前～三宮・花時計前を除く)
当社	神戸三宮	全線各駅
神戸地下鉄	三宮・花時計前	全線各駅 (上沢～谷上を除く)

阪神電鉄

接続駅		発売範囲
当社	大阪梅田	全線各駅 (神戸三宮・今津を除く)
阪神電鉄	大阪梅田	本線(春日野道ー西宮/久寿川ー福島) 阪神なんば線(尼崎ー西九条※) 武庫川線(武庫川団地前ー武庫川) ※出来島ー西九条間は尼崎経由または大物経由を発売する
当社	神戸三宮	全線各駅 (今津・大阪梅田を除く)
阪神電鉄	神戸三宮	本線(春日野道ー西宮/久寿川ー福島) 阪神なんば線(尼崎ー大阪難波) 武庫川線(武庫川団地前ー武庫川)
当社	今津	全線各駅
阪神電鉄	今津	本線(春日野道ー西宮/久寿川ー福島) 阪神なんば線(尼崎ー大阪難波) 武庫川線(武庫川団地前ー武庫川)

能勢電鉄

接続駅		発売範囲
当社	川西能勢口	全線各駅
能勢電鉄	川西能勢口	全線各駅

神戸高速線

接続駅		発売範囲
当社	神戸三宮	全線各駅
神戸高速線	阪急神戸三宮	花隈ー西代間および湊川

神戸新交通

接続駅		発売範囲
当社	神戸三宮	全線各駅
神戸新交通	三宮	ポートアイランド線各駅

京阪電鉄

接続駅		発売範囲
当社	京都河原町	全線各駅
京阪電鉄	祇園四条	全線各駅 (大津線を除く)

大阪モノレール

接続駅		発売範囲
当社	蛍池	全線各駅
大阪ﾓﾉﾚｰﾙ	蛍池	全線各駅
当社	山田	全線各駅
大阪ﾓﾉﾚｰﾙ	山田	全線各駅
当社	南茨木	全線各駅
大阪ﾓﾉﾚｰﾙ	南茨木	全線各駅

京都地下鉄

接続駅		発売範囲
当社	烏丸	全線各駅
京都地下鉄	四条	全線各駅

⑵　３線連絡

南海電鉄

接続駅		発売範囲
当社	大阪梅田	全線各駅
経由線	大阪地下鉄線	梅田ー難波間
南海電鉄	難波	全線各駅 (泉北線を除く)
当社	天神橋筋六丁目	全線各駅
経由線	大阪地下鉄線	天神橋筋六丁目ー天下茶屋間
南海電鉄	天下茶屋	全線各駅 (泉北線を除く)

近鉄

接続駅		発売範囲
当社	天神橋筋六丁目	京都本線、千里線、嵐山線の各駅 (大阪梅田ー南方間を除く)
経由線	大阪地下鉄線	天神橋筋六丁目ー長田間
近鉄	長田	けいはんな線(長田ー学研奈良登美ヶ丘) 奈良線(鶴橋ー近鉄奈良) 生駒線(生駒ー王寺) 京都線/橿原線(大久保ー橿原神宮前) 天理線(平端ー天理) 大阪線(鶴橋ー青山町)
当社	天神橋筋六丁目	京都本線、千里線、嵐山線の各駅 (大阪梅田ー南方間を除く)
経由線	大阪地下鉄線	天神橋筋六丁目ー日本橋間
近鉄	日本橋	けいはんな線(長田ー学研奈良登美ヶ丘) 奈良線(今里ー近鉄奈良) 生駒線(生駒ー王寺) 京都線/橿原線(大久保ー橿原神宮前) 天理線(平端ー天理) 大阪線(今里ー青山町) 信貴線(河内山本ー信貴山口) 南大阪線(橿原神宮前ー吉野)
当社	大阪梅田	全線各駅
経由線	JR 線	大阪ー鶴橋間
近鉄	鶴橋	けいはんな線(長田ー学研奈良登美ヶ丘) 奈良線(鶴橋ー近鉄奈良) 生駒線(生駒ー王寺) 京都線/橿原線(大久保ー橿原神宮前) 天理線(平端ー天理) 大阪線(鶴橋ー青山町) 信貴線(河内山本ー信貴山口) 南大阪線(橿原神宮前ー吉野)

京阪電鉄

接続駅		発売範囲
当社	大阪梅田	全線各駅
経由線	大阪地下鉄線	梅田ー淀屋橋間
京阪電鉄	淀屋橋・大江橋	全線各駅 (大津線を除く)
当社	天神橋筋六丁目	全線各駅
経由線	大阪地下鉄線	天神橋筋六丁目ー北浜間
京阪電鉄	北浜・なにわ橋	全線各駅 (大津線を除く)
当社	大阪梅田	全線各駅
経由線	JR 線	大阪ー京橋間
京阪電鉄	京橋	全線各駅 (大津線を除く)

山陽電鉄

接続駅		発売範囲
当社	神戸三宮	全線各駅
経由線	神戸高速線	阪急神戸三宮ー西代間
山陽電鉄	西代	全線各駅(※)

(※)次の各号に該当する迂回定期券の場合は、板宿ー山陽姫路間の各駅に限る。

(1)　大阪梅田ー武庫之荘間、伊丹線、京都本線、千里線、嵐山線の各駅から石橋阪大前経由

(2)　門戸厄神ー宝塚南口間の各駅から石橋阪大前経由

神戸電鉄

接続駅		発売範囲
当社	神戸三宮	全線各駅
経由線	神戸高速線	阪急神戸三宮ー湊川間
神戸電鉄	湊川	全線各駅(※)

(※)次の各号に該当する迂回定期券の場合は、長田ー有馬温泉間の各駅に限る。

(1)　大阪梅田ー武庫之荘間、伊丹線、京都本線、千里線、嵐山線の各駅から石橋阪大前経由

(2)　門戸厄神ー宝塚南口間の各駅から石橋阪大前経由

【連絡定期運賃】

第１７条　連絡定期運賃については、次の各号のとおりとする。

⑴　各運輸機関の定期運賃を併算した額とする。
　他線運賃は、別に定める「他線運賃表」による。

⑵　割引あるいは端数日数の連絡定期運賃は、各運輸機関ごとに計算して端数計算したものを併算した額とする。

⑶　払戻しの際は、各運輸機関の定期運賃の併算額を基準として、当社線内定期券と同様に取り扱うものとする。

【当社発売箇所】

第１８条　当社発売箇所は、各定期券発売所と各駅設置の券売機とする。

【連絡定期券の特殊取扱い】

第１９条　各連絡社局との特殊取扱いについては、次の各号のとおりとする。

（1）　JR 連絡関係

ア　通学の種類

JR では、次の区分により、割引の通学定期運賃を適用する。

種類	対象	割引率	券面表示
一般大人用	大学・高等専門学校第 4 学年・各種学校の指定部科(公共職業訓練所の普通職業訓練生を除く)の学生・生徒		
高等課程	○高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)・高等専門学校第３学年以下の生徒 ○外国人学校(初等教育の開始学年を基準として10 学年目から 12 学年目まで)の生徒 ○大学入試資格の付与されている専修学校の高等課程の生徒	１割引	高
普通職業訓練	公共職業訓練所の普通職業訓練生	１割引	高
義務課程	○小(義務教育学校の前期課程を含む)・中学生(中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程を含む)の児童・生徒 ○外国人学校(初等教育の開始学年を基準として９学年目まで)の生徒	３割引	小 中

(注)

・幼稚園児が通園する場合、義務課程でないため一般大人用運賃の半額となり、小学生運賃(一般大人用運賃の半額の３割引)より高額となるため当社では発売しない。

・外国人学校の生徒の大人、小児の区分については、初級部・中級部・高級部をそれぞれ小学校・中学校・高等学校と読みかえる。
なお、初級・中級・高級の記載のない場合は年令により判断する。

イ　身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券

小児の身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券は発売しない。

ウ　通勤小児定期券

幼稚園児とあわせて通勤小児定期券についても特定小児運賃制度が一部あるため、発売しない。

⑵　大阪地下鉄連絡関係

ア　身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券

大阪地下鉄線内の身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券は、対象旅客の範囲が異なるため、発売しない。

イ　通勤小児定期券

発売しない。

ウ　大阪地下鉄線内の乗車経路

大阪地下鉄線内の発売経路は、最短経路で、かつ、乗換え回数の少ない経路とするが、乗車は途中下車しない限り他経路により乗車できる。

⑶　神戸地下鉄連絡関係

ア　通学の種類

神戸地下鉄線内の通学区分は「大学生」、「高校生　中学生」、「小児」となる。

イ　身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券

(ア)　神戸地下鉄線内の身体障害者割引・知的障害者割引定期券は、対象旅客の範囲が異なるため、発売しない。

(イ)　精神障害者割引定期券は、精神障害者運賃割引制度非導入のため発売しない。

ウ　通勤小児定期券

神戸地下鉄には、通勤小児定期運賃の制度はないため、発売しない。

(神戸地下鉄では通勤定期券を普通定期券という)

⑷　京都地下鉄連絡関係

ア　通学の種類

京都地下鉄線内の通学区分は甲(一般　大学生)、乙(高校生　中学生)　丙(小学生　幼稚園)となる。

イ　身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券

(ア)　京都地下鉄線内の身体障害者割引・知的障害者割引定期券は、対象旅客の範囲が異なるため、発売しない。

(イ)　精神障害者割引定期券は、精神障害者運賃割引制度非導入のため発売しない。

ウ　通勤小児定期券

京都地下鉄には、通勤小児定期運賃の制度はないため、発売しない。

⑸　神戸新交通連絡関係

ア　身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引定期券

(ア)　神戸新交通線内の身体障害者割引・知的障害者割引定期券は、対象旅客の範囲が異なるため、発売しない。

(イ)　精神障害者割引定期券は、精神障害者運賃割引制度非導入のため発売しない。

⑹　その他

ア　山陽電鉄線・神戸高速線連絡定期運賃は、発着区間により神戸高速線が連絡割引定期運賃となる。

イ　当社環状線を一周し、さらに連絡運輸となる通勤定期券は発売しない。

2　当社で発売しない連絡定期券の種類等

連絡社局	当社で発売しない連絡定期券
JR	(通勤)小児 (通学)幼稚園児 (身体障害者割引)小児 (知的障害者割引)小児 (精神障害者割引)小児
大阪地下鉄	(通勤)小児 (身体障害者割引)大人・小児 (知的障害者割引)大人・小児 (精神障害者割引)大人・小児
神戸地下鉄	(通勤)小児 (身体障害者割引)大人・小児 (知的障害者割引)大人・小児 (精神障害者割引)大人・小児
神戸新交通	(身体障害者割引)大人・小児 (知的障害者割引)大人・小児 (精神障害者割引)大人・小児
南海電鉄	(通勤)小児 (身体障害者割引)大人・小児 (知的障害者割引)大人・小児 (精神障害者割引)大人・小児
京都地下鉄	(通勤)小児 (身体障害者割引)大人・小児 (知的障害者割引)大人・小児 (精神障害者割引)大人・小児

【様式】

第20条　他線発行の定期券は、当社が認めた様式とする。

３．２　定期旅客の連絡運輸(バス)

第21条　削除

第22条　削除

第23条　削除

第24条　削除

第25条　削除

【神戸電鉄におけるバスとの連絡定期券】

第26条　神戸電鉄におけるバスとの連絡定期については、次の各号のとおりとする。

(1)　概要

神戸電鉄では、神姫ゾーンバス株式会社・神戸市バス、神鉄バス株式会社との連絡定期券を発売する。

(2)　様式

当社が認めた様式とする。

(3)　その他

発売・払戻しおよび再発行等の取扱いは、神戸電鉄各定期券発売窓口にて行う。

第27条　削除

第28条　削除

第29条　削除

３．３　阪神電鉄との大阪梅田・神戸三宮間通勤定期券の相互利用

【目的】

第３０条　当社および阪神電鉄それぞれの利用者の利便性向上のために、大阪梅田・神戸三宮間における通勤定期券の相互利用を行う。

【適用範囲】

第３１条　相互利用の対象となる阪神電鉄線定期券による当社線乗車に関する運送の契約は、旅客が当社大阪梅田・神戸三宮駅入場時に改札を受けた時に成立するものとする。ただし花隈駅以西から列車で当社神戸三宮駅以東に乗車の場合は、列車が神戸三宮駅を出発したときに成立するものとする。

２　契約成立後の取扱いは、別段の定めをしない限りすべて契約の成立した時の規定による。

３　この規則に定めていない事項については、営業規則等の定めるところによる。

【対象となる通勤定期券】

第３２条　当社または阪神電鉄の通勤定期券の発着区間に、次の各号の区間を含むものを相互利用の対象とする。

⑴　当社線　　阪急大阪梅田―阪急神戸三宮間

⑵　阪神電鉄線　阪神大阪梅田―阪神神戸三宮間

【乗降可能駅】

第３３条　改札機対応とし、相互利用する時の乗降可能駅は、次の各号のとおりとする。

⑴　当社の通勤定期券の場合

阪神電鉄線　阪神大阪梅田駅および阪神神戸三宮駅

⑵　阪神電鉄の通勤定期券の場合

当社線　阪急大阪梅田駅および阪急神戸三宮駅

⑵注　乗降可能駅以外の駅での相互利用の乗降は、取り扱わない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ず、乗降可能駅以外の駅で降車する場合は、乗車駅からの別途乗車として取り扱うものとする。ただし、磁気定期券で精算機により精算する場合は、乗降可能駅から、いずれか安い方の運賃を収受する。

【再発行および払戻しの取扱い】

第３４条　当社では、相互利用の対象となる阪神電鉄線定期券の再発行および払戻しはしない。

【振替輸送の取扱い】

第 35 条　振替輸送の取扱いは、次の各号による。

(1)　当社線(または阪神電鉄線)列車の運行が不能となり、阪神電鉄線(または当社線)において振替輸送を実施する場合は、相互利用の対象となる当社線(または阪神電鉄線)定期券を所持している旅客を振替対象旅客として取り扱う(この場合、旅客から申し出があれば、別途運賃を収受せず、乗車可能駅以外で降車できるものとする)。

(2)　共通利用の対象となる阪神電鉄線定期券を所持されている旅客が当社線乗車後、当社線列車の運行が不能となり、JR 線に振替輸送を実施する場合は、当該旅客を当社線の JR 線への振替対象旅客として取り扱う。

３．４　神戸高速線内定期券の相互利用

【目的】

第 36 条　阪急神戸高速線(高速神戸―阪急神戸三宮)、阪神神戸高速線(高速神戸―阪神神戸三宮)では、利用者の利便性向上のため、通勤定期券およびＩＣ通学定期券の相互利用を行う。

【対象の定期券】

第 37 条　通勤定期券および IC 通学定期券の通用区間に、次の各号の区間を含むものを相互利用の対象とする。

(1)　高速神戸―阪急神戸三宮間

(2)　高速神戸―阪神神戸三宮間

【乗降可能駅】

第 38 条　改札機対応とし、相互利用する時の乗降可能駅は、次の各号のとおりとする。

(1)　阪急神戸三宮・花隈

(2)　阪神神戸三宮・阪神元町・西元町

【当社線に乗り越された場合の取扱い】

第 39 条　神戸三宮駅からの別途乗車として取り扱う。

(注)　降車時は精算機対応とする。

4. 割引関係

4. 1　当社線で取り扱う乗継割引運賃制度

【概要】

第40条　「乗継割引運賃」とは、異なる会社の鉄道線(神戸高速線含む)を乗り継ぐ際に運賃をそれぞれの運賃の併算額から割り引く運賃をいう。

【乗継割引運賃制度の取扱い】

第41条　乗継割引運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1)　対象旅客

連絡普通券旅客

(2)　接続駅および適用範囲

接続駅	適用範囲		備考
	当社線	相手線	
大阪梅田	中津・十三	阪神本線 福島～淀川	
神戸三宮	王子公園 春日野道	神戸高速線 花隈～西代・湊川 山陽電鉄（神戸高速線経由） 板宿・東須磨	
(神戸高速線「阪急神戸三宮」)		山陽電鉄 板宿・東須磨 神戸電鉄 長田・丸山	
今津	甲東園・門戸厄神 西宮北口・阪神国道	阪神本線 久寿川～武庫川 阪神西宮～打出	
川西能勢口	石橋阪大前・池田 雲雀丘花屋敷・山本	能勢電鉄 滝山・絹延橋	
天神橋筋六丁目	淡路・柴島	大阪地下鉄堺筋線 扇町～堺筋本町 大阪地下鉄谷町線 野江内代・都島 中崎町～南森町	(注)

(注)　大阪地下鉄中津・東梅田・梅田・西梅田より天神橋筋六丁目接続当社線連絡普通券は発売していないが、同４駅よりの大阪地下鉄線１区券所持旅客についても、当社柴島・淡路着の場合は乗継割引運賃を適用して精算する。

⑶　割引額

当社の普通運賃から大人 10 円、小児５円を割り引く。また連絡他社分についても同様に割り引く。ただし、神戸三宮接続で阪急線―神戸高速線―山陽電鉄線の三線連絡となる小児の場合は、神戸高速線を端数計算した額とする。

⑷　取扱い

ア　当社線内１区の普通券で相手社線に乗り越した場合等でも、適用範囲である限り乗継割引運賃により精算する。ただし、適用範囲をこえて乗り越した場合は、乗継割引運賃を適用しない。

イ　定期券の７日以内払戻し

乗継割引運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車したものとみなす)

ウ　身体障害者割引・団体券等他の割引を適用する旅客

乗継割引運賃は適用しない。(所定運賃により計算する)

エ　駅の旅客用連絡普通運賃表については、適用範囲について乗継割引運賃を表示する。

【乗継割引連絡普通券の様式】

第 42 条　乗継割引連絡普通乗車券の様式については、当社が定める。

【精算普通券】

第 43 条　大阪梅田・今津の接続駅については、精算発売・誤購入・発行替え用に磁気化した精算普通券を常備する。

２　精算普通券の様式については、当社が定める。

4．2　当社線で取り扱う連絡割引運賃制度

【概要】

第44条　「連絡割引普通運賃」とは、当社線と神戸高速線間、当社線と神戸高速線経由山陽電鉄線・神戸電鉄線間または神戸高速線と山陽電鉄線間を乗り継ぐ場合に、神戸高速線の普通運賃を割り引く運賃をいう。ただし、乗継割引運賃との重複適用はしない。

【連絡割引普通運賃】

第45条　連絡割引普通運賃の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1)　連絡割引普通運賃〔神戸市内割引〕

ア　適用区間

(ア)　「岡本―春日野道」間各駅と神戸高速線「花隈―西代」間各駅相互間

(イ)　「岡本―春日野道」間各駅と神戸高速線経由山陽電鉄線「板宿―西舞子」間各駅相互間

(ウ)　神戸高速線「阪急神戸三宮」と山陽電鉄線「板宿―西舞子」間各駅相互間

イ　神戸高速線運賃

大人運賃　神戸高速線の大人普通運賃から10円を割り引く。

小児運賃　上記により算出した大人運賃を折半し、端数計算を行う。

ウ　適用券種

普通券・団体券(回数券には適用しない)

(注)　特別割引についても適用する。

なお、次の区間は乗継割引運賃を適用する。

(ア)　「王子公園・春日野道」と神戸高速線「花隈―西代」間各駅相互間

(イ)　「王子公園・春日野道」と神戸高速線経由山陽電鉄線「板宿・東須磨」相互間

(ウ)　神戸高速線「阪急神戸三宮」と山陽電鉄線「板宿・東須磨」相互間

(2)　連絡割引普通運賃〔高速特定運賃(湊川特区)〕

ア　適用区間

(ア)　「大阪梅田―神崎川」間各駅と神戸高速線「湊川」相互間

(イ)　「大阪梅田―神崎川」間各駅と神戸電鉄線長田以遠の各駅相互間

イ　神戸高速線運賃

(ア)　大人運賃　神戸高速線の大人普通運賃から20円を割り引く。

(イ)　小児運賃　上記により算出した大人運賃を折半し、端数計算を行う。

ウ　適用券種

普通券・回数券・団体券

(注)　特別割引についても適用する。

【連絡割引定期運賃】

第46条　「連絡割引定期運賃」とは、当社線と神戸高速線間、当社線と神戸高速線経由山陽電鉄線間または神戸高速線と山陽電鉄線間を乗り継ぐ場合に、神戸高速線の定期運賃を割り引く運賃をいう。

【連絡割引定期運賃の取扱い】

第47条　連絡割引定期運賃の取扱いは、次のとおりとする。

ア　適用区間

(ア)　「岡本―春日野道」間各駅と神戸高速線「花隈―西代」間各駅相互間

(イ)　「岡本―春日野道」間各駅と神戸高速線経由山陽電鉄線「板宿―西舞子」間各駅相互間

(ウ)　神戸高速線「阪急神戸三宮」と山陽電鉄線「板宿―西舞子」間各駅相互間

イ　神戸高速線定期運賃は、別に定める他線運賃表による。

ウ　適用券種

通勤定期券・通学定期券

(注)　特別割引についても適用する。